

「いばらき教育の日」推進協力事業所等登録制度実施要項

第1 趣旨

この要項は、「いばらき教育の日」の普及啓発に理解と協力をいただける企業・団体・事業所・個人（以下「事業所等」という。）を県に登録し、その取組を広く県民に紹介することにより、事業所等における教育への関心を高める取組を一層促進し、社会全体での教育力の向上を図ることを目的とする「いばらき教育の日」推進協力事業所等（通称：サポートカンパニー）登録制度」の実施について、必要な事項を定める。

第2 対象

茨城県内に所在するすべての企業・事業所（公的法人を含む。）及び個人

第3 登録内容

青少年の健全育成や学校及び地域社会の教育活動に協力する事業所等を「いばらき教育の日」推進協力事業所等として県に登録し、その取組内容を県のホームページ等により広く県民に情報発信する。

第4 登録方法

- (1) 登録しようとする事業所等は、「いばらき教育の日」推進協力事業所等登録申込書（様式第1号）に必要な事項を記載し、県に届けるものとする。
- (2) 県は、申込みのあった事業所等について、必要に応じ訪問又は電話等により取組等の内容を確認し、「いばらき教育の日」の趣旨に沿った取組を実践していると判断したときは、当該事業所等を登録し、登録証を交付する。

第5 登録基準

「いばらき教育の日」の趣旨に沿った取組の例
登録事業所等の取組としての例は次のとおりとする。

- (1) 学校教育活動への支援
 - ① 学習等に関する講師の派遣
 - ② 児童生徒の職場見学の受入れ
 - ③ 児童生徒の社会体験活動・インターンシップの受け入れ
 - ④ 学校の教育環境整備
 - ⑤ その他の学校行事などへの教育支援
- (2) 地域・社会教育活動への支援
 - ① 青少年の野外活動・自然体験活動などの実施・支援
 - ② 地域の環境保全活動やイベントなどへの参加・協力
 - ③ 児童の登下校時等の緊急避難所の提供
 - ④ P T A活動への協力
 - ⑤ 保有施設の貸出など
- (3) その他「いばらき教育の日」の趣旨に沿った取組の実施

第6 登録内容の変更等

登録した事業所等は、登録内容に変更が生じた場合は速やかに県に届け出るものとする。

第7 取組状況の報告

登録事業所等は、県の求めに応じて、取組状況報告書（様式第2号）を県に提出するものとする。

第8 登録の抹消

県は、登録事業所等が制度の運営に重大な支障を及ぼした場合において、登録を取り消すことができる。

第9 県の支援等

県は、登録事業所等に対し、必要な情報提供、指導、助言等の支援に努める。

付 則

この要項は、平成23年9月14日から施行する。

付 則（平成25年4月15日改正）

この要項は、平成25年4月15日から施行する。